

平成 24 年 1 月 25 日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成 24 年(ア)第 87 号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成 24 年 1 月 30 日

判決 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 河野智幸

文

東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 10 号トリトンスクエア X 棟

被 告 C F J 合同会社

文

同代表者代表社員 C F J ホールディングス株式会社

文

同職務執行者 浅野俊昭

文

同訴訟代理人支配人 宮原利明

文

1 被告は原告に対し、192万6476円及びうち173万4506円に対する

2 平成 24 年 3 月 24 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

第 1 請求

主文同旨

第 2 事案の概要等

本件は、原告が、貸金業者である訴外株式会社タイヘイ(以下「タイヘイ」とい
う。)から貸金債権の譲渡を受けた被告との間で、継続的に行つた金銭消費貸借
取引にかかる弁済金のうち利息制限法 1 条 1 項所定の利息の制限額を超える部
分(以下「制限超過部分」という。)を元本に充当すると過払金が生じており,
かつ、被告は過払金の受領につき悪意の受益者である旨主張して、不当利得返
還請求権及び民法 704 条前段に基づき、請求記載の金員の支払を求める事案

である。

1 前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠（各枝番含む。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 被告は、訴外ディックファイナンス株式会社が、平成15年1月1日に、訴外アイク株式会社（以下「アイク」という。）及び訴外株式会社ユニマットライフを吸収合併し、同日商号変更して成立したCFJ株式会社が、平成20年11月28日に合同会社へと組織変更した会社で、タイヘイ、アイク及び被告は、いずれも貸金業法（平成18年法律第1115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」といい、同改正前の条項については「旧貸金業法〇条」と表記する。）所定の貸金業者である（弁論の全趣旨）。

(2) 原告とタイヘイとの取引

原告は、平成9年6月26日、タイヘイとの間で、次の内容の金銭消費貸借にかかる基本契約及び同契約内容を変更する平成14年2月12日付け金銭消費貸借契約（以下、タイヘイとの基本契約を併せて「本件基本契約1」という。）を締結して、これら契約に基づき、平成9年6月26日から平成14年2月25日まで、別紙1取引明細書（甲1）記載のとおり、金銭の借り入れと返済を繰り返した（以下「タイヘイ取引」といい、同取引に基づく貸金債権を「本件貸金債権」という。甲1、乙1、2及び弁論の全趣旨）。

ア 融資限度額 20万円

イ 約定利率 実質年利30.70パーセント（平成14年2月12日付
け契約により実質年率29.20パーセントに変更）

（3） 遅延損害金 年利30.70パーセント（同日付け契約により年利29.20パーセントに変更）

ウ 返済方法 每月6日、毎月返済額1万円以上、最終返済期限平成13年6月17日（定額リボルビング方式）

(3) タイヘイからアイクへの債権譲渡

ア タイヘイは、アイクとの間で、平成14年1月29日付けで、タイヘイの消費者ローン事業をアイクに譲渡する資産譲渡契約（以下「本件資産譲渡契約」という。）を締結し、同契約に基づき、同年2月28日、原告に対する本件貸金債権をアイクに譲渡した（以下「本件債権譲渡」という。乙19、21、22及び弁論の全趣旨）。

イ 本件債権譲渡の通知兼承諾

タイヘイは、原告に対し、同年5月2日付けで、同年2月28日に本件貸金債権49万2015円（同譲渡日における原告タイヘイ間の金銭消費貸借契約に基づく貸金残額の全て）をアイクに譲渡したこと、アイクが指定する返済口座等を記載した「債権譲渡・譲受の通知兼承諾書」を送付して原告に本件債権譲渡を通知し、原告は、同年5月15日付けで本件債権譲渡について異議なく承諾した旨、上記書面に署名捺印した（以下「本件承諾」という。乙19）。

（4）本件債権譲渡後の原告とアイク及び被告との取引

原告は、同年4月4日から同年5月2日まで、別紙2取引明細書（甲2）記載のとおり、本件貸金債権に対する弁済としてアイクに弁済を行い、同日、アイクとの間で次の内容の金銭消費貸借にかかる基本契約（以下「本件基本契約2」という。）を締結して、同契約に基づき、同日から平成24年3月23日まで、アイク及び被告との間で、別紙2取引明細書記載のとおり、金銭の借入と弁済を繰り返した（以下、同取引を「アイク取引」、平成14年5月2日付け48万8971円の弁済を「本件弁済」、同日付け48万8971円の貸付けを「本件貸付」といい、アイク取引とタイヘイ取引を併せて「本件取引」という。甲2、乙3及び弁論の全趣旨）。

ア 利用限度額 被告審査により決定した額

イ 約定利率 実質年利29.20パーセント

遅延損害金 年利29.20パーセント

ウ 返済方法 元利定額残高スライドリボルビング方式

工 返済日 每月 1 日

毎月返済額 每月返済日の 10 日前の融資残高が 8 万 1 0 0 0 円以下の場合 3 0 0 0 円以上、更に融資残高が 2 万 7 0 0 0 円増す範囲ごとに 1 0 0 0 円を追加し返済する。

(5) 被告は、平成 24 年 8 月 21 日第 1 回弁論準備手続期日ににおいて、本件弁済により生じた過払金返還請求権の消滅時効を援用するとの意思表示をした。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件承諾の効力

ア 本件承諾により、原告が譲渡人であるタイヘイに対抗することのできた、タイヘイ取引についての利息制限法違反（同法適用後の本件貸金債権の金額）の主張を譲受人であるアイク（被告）に対抗できなくなるか否か（異議をとどめない承諾の抗弁）

- イ 上記原告の抗弁事由につき被告が悪意であったか否か（悪意の再抗弁）
- ウ 本件承諾の錯誤無効

【原告の主張】

ア 被告の本件承諾の抗弁について

利息制限法違反の主張は利息制限法は強行法規であり、異議なき承諾による抗弁喪失による債権譲受人の利益保護の要請を上回るものであるから、本件承諾をしても、同主張は妨げられない。また、本件承諾の書面の記載をみても、本件承諾は、約定利率による約定残債務額が 4 9 万 2 0 1 5 円であることを承諾したに過ぎず、みなし弁済の成否は本件承諾の対象ではない。

イ 被告の悪意の再抗弁

被告は、本件債権譲渡時にタイヘイ取引につきみなし弁済が成立しないことについて悪意であったから、原告はみなし弁済が成立せず、本件貸金債権は利息制限法所定の制限利率による残債務額しか存在しないことを主張できる。

ウ 本件承諾の錯誤無効

原告は、タイヘイ取引についてみなし弁済が適用されず、上記約定残債務より本件貸金債権額が少ないことを認識せず、同約定残債務が存するとの錯誤により本件承諾をしたものであるから、本件承諾は錯誤により無効である。

【被告の主張】

ア 被告は、タイヘイからタイヘイ取引につきみなし弁済が成立することを前提に本件債権譲渡を受けており、原告の同債権譲渡についての異議をとどめない本件承諾により、原告はタイヘイ取引につきみなし弁済が成立していたことを承諾したこととなり、原告は、本件債権譲渡により被告がタイヘイから譲り受けた本件貸金債権についてみなし弁済成立を前提とした49万2015円よりも少ないことを被告に対して対抗できない。

イ 被告の悪意の再抗弁について

被告は、本件債権譲渡時、タイヘイ取引についてみなし弁済が成立しないことを認識しておらず、悪意であるとの主張は否認ないし争う。

ウ 原告の本件承諾の錯誤無効の主張は争う。

(2) 本件弁済により生じた過払金が同弁済後の貸付金債務に充当されるか(過払金充当合意の有無、同過払金返還請求権の消滅時効の成否)

【原告の主張】

被告は、平成14年5月2日当時の約定利率に基づく貸付残金を同日付け基本契約に基づく当初貸付額としたにすぎず、本件弁済及び本件貸付に付き現金の移動はないから、同基本契約以後を別個の取引とするとしても、同日の貸付額は同日までの利息制限法により引き直した残高15万9565円となるにすぎず、本件弁済による過払金の充当合意の有無は問題とならない。

【被告の主張】

原告とタイヘイとの基本契約に基づく本件弁済までの取引と、原告とアイクとの基本契約に基づく、本件貸付以後の取引は、それぞれ当事者の異なる

別個の基本契約に基づく別個の取引であり、同取引相互間に事実上1個の連續した貸付取引と評価すべき特段の事情はなく、本件弁済までの取引により生じた過払金を、本件貸付以後の取引につき発生した貸付債務に充当する過払金充当合意は存在しないから、本件弁済により生じた過払金返還請求権の消滅時効は、本件弁済日である平成14年5月2日から進行する。

同日から原告の本件訴訟提起（平成24年5月30日）までに10年が経過しているから、被告の同消滅時効援用の意思表示により、同返還請求権は時効消滅している。

- (3) 最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決（民集60巻1号1頁。以下「平成18年判決」という。）判決言渡し以後の弁済が、非債弁済であるか否か

【被告の主張】

平成18年判決の言渡しにより、原告は、本件取引にかかる制限超過利息の約定が無効であり、みなし弁済が成立しないことを認識し、同判決言渡日の翌日（平成18年1月14日）以後は、本件取引にかかる貸金債務が存在しないことを認識しながら、同債務の弁済を行ったものであるから、非債弁済に当たり、民法705条により、同日以後の弁済にかかる過払金の返還請求はできない。

【原告の主張】

被告の主張は否認ないし争う。原告は、本件取引終了後に本件取引履歴が被告から開示されるまで、本件取引にかかる貸金元本が消滅し、過払金が生じていることを知らなかつた。

- (4) 被告が悪意の受益者か否か

【原告の主張】

被告は貸金業者であり、制限超過部分を利息債務の弁済として受領していながら、過払金の受領につき悪意の受益者である。

【被告の主張】

被告は、原告との取引につき、みなし弁済が成立すると認識しており、その認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情が存在するから、悪意の受益者には該当しない。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)について

(1) 被告の本件承諾の抗弁の主張について

前提事実(3)イによれば、原告は本件債権譲渡につき異議をとどめない本件承諾をしたことが認められるところ、債務者は異議をとどめない承諾により当該譲渡債権につき譲渡人に対抗できた債権の成立、存続もしくは行使を阻止する事由について主張できなくなるから、原告は、本件承諾により、本件貸金債権の発生原因である本件基本契約1の約定利率の定めのうち利息制限法1条1項所定の制限利率（以下「制限利率」という。）を超える利息の契約はその超過部分につき無効であり、同制限超過部分は貸金残元本に充当され、同元本の一部が消滅することについて、被告が悪意でない限り、同利息制限法違反による契約の一部無効を被告に対抗できなくなると解される。

(2) 悪意の再抗弁について

ア 証拠（乙19）及び弁論の全趣旨によれば、本件基本契約1が利息制限法所定の制限利率を越える約定利率を定めた契約であることを被告が認識していたことは明らかであるから、原告は、本件基本契約1の約定利率のうち制限利率を超える部分は無効であることを主張できる。

イ 被告の主張について（本件における悪意の再抗弁の主張において、原告がタイヘイ取引につきみなし弁済が成立しないと被告が認識していたことまで主張立証する責任を負うか）

被告は、本件承諾により、原告はタイヘイ取引につきみなし弁済が成立していたことを承諾したこととなるから、原告は本件貸金債権についてみなし弁済が成立せず、みなし弁済を前提とした貸金額49万2015円よりも貸金残高が少ないことを被告に対して対抗できなくなること、本件債

権譲渡時、被告はタイヘイ取引についてみなしあ済が成立しないことを認識していなかったから、上記原告の抗弁事由につき悪意でない旨主張する。

原告の本件請求原因は、本件貸金債権の発生原因である本件基本契約1及び本件基本契約2がいずれも利息制限法の制限利率を超える契約であること、本件基本契約1に基づく本件貸金債権が被告に譲渡されたこと、本件取引に利息制限法を適用し、利息支払として無効な制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生する事実であり、原告は、本件過払金の請求において、タイヘイ取引につき利息制限法違反の事実を主張すれば、制限超過部分の支払の無効（同部分の元本充当）の主張として足り、同無効原因を主張するに当たり、同取引における制限利率を超える制限超過部分の支払につきみなしあ済が成立しないことを主張立証する責任を負うものではないと解される。

上記原告の請求原因事実に対する、被告の本件債権譲渡に対する本件承諾の抗弁は、同請求原因事実のうち、本件基本契約1の制限利率を超える約定利率の定めが利息制限法の適用により無効であるとの事実を被告に対抗できないという効果を有するものであるから、本件承諾により、原告が被告に対抗できなくなるのは、上記請求原因のうち、本件基本契約1の制限利率を超える約定利率の定めが利息制限法の適用により無効であるという事実であるから、上記本件承諾の抗弁に対する悪意の再抗弁において、原告が主張立証すべき事実は、本件基本契約1の制限利率を超える約定利率の定めが利息制限法の適用により無効であるという事実についての被告の悪意であると解される。

そして、貸金業者は、利息制限法所定の制限超過部分の受領につき旧貸金業法43条1項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきであるから、制限超過部分の受領につき、旧貸金業法43条1項の適

用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ない、といえる特段の事情がある場合でない限り、利息制限法所定の制限利率を超える約定の定めが無効であることについて悪意であったと推定されるというべきである。

そうすると、原告においては、上記悪意の再抗弁において、上記利息制限法を超える制限利率であることを被告が認識していたことを主張立証すれば足り、上記特段の事情の有無については、同無効原因についての認識を争う被告において、制限超過部分の支払につきみなし弁済が成立し、有効であるとの認識を有するに至った前記特段の事情を主張立証する責任があると解される。

ウ これを本件についてみると、本件全証拠によつても、タイヘイ取引についてみなし弁済の成立を認めるに足りず、本件債権譲渡に当たり、被告において本件貸金債権にかかるタイヘイ取引についての旧貸金業法43条1項の適用要件を充足していたとの認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情を認める足りる証拠はない。被告は、本件資産譲渡契約において、譲受人であるタイヘイが、譲渡対象資産につき貸金業法を含む法律の遵守を表明保証する条項（乙21・10、11頁）が存することなどを主張するが、同譲渡契約当事者の合意事項にすぎず、同条項のみではタイヘイが現に顧客に交付した書面の内容等は不明であつて、被告が同条項の存在により旧貸金業法43条1項の適用があると信じていたとしても、同認識につき前記特段の事情があると認めるることはできない。

エ 以上によれば、被告は、本件承諾により制限される原告の制限超過部分の支払が利息制限法違反により無効であることにつき悪意であったと認められるから、原告は、被告に対し、制限超過部分の元本充当による元金消滅を対抗できる。

(3) 本件貸金債権の金額

タイヘイ取引について利息制限法所定の制限利率を超える制限超過部分の支払を元本に充当すると、別紙3取引履歴(甲3)のとおり、本件債権譲渡日(平成14年2月28日)時点での本件貸金債権残高は17万5795円であると認められる。

そして、本件債権譲渡後の同年4月4日から同年5月2日の弁済は本件基本契約1に基づく本件貸金債権に対する弁済として行われたものであるから、本件債権譲渡日時点の上記貸金債権残高もとに上記弁済を利息制限法の制限利率に従って充当計算すると、別紙3取引履歴(甲3)のとおり、同年5月2日の本件弁済により32万7675円の過払金が生じていると認められる。

2 爭点(2)(本件弁済により生じた過払金が同弁済後の貸付金債務に充当されるか否か)について

- (1) 過払金充当合意の有無について
ア 本件弁済までの取引は本件基本契約1に基づく取引で、本件貸付以後の取引は本件基本契約2に基づく取引でそれぞれ異なる基本契約に基づく取引である。

イ 同一の貸主と借主との間で継続的に貸付とその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引にかかる債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後に、両者の間で改めて金銭消費貸借にかかる基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引にかかる債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引による過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく過払金は、第2の基本契約に基づく取引にかかる債務には充当されないと解される。そして、第1の基本契約に基づく貸付及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2

の基本契約に基づく最初の貸付までの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借り入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間ににおける貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連續した貸付取引であると評価することができる場合には、上記合意が存在するものと解するのが相当である（最高裁平成20年1月18日第2小法廷判決・民集62巻1号28頁）。

ウ これを本件についてみると、前提事実(4)及び弁論の全趣旨によれば、本件弁済と本件貸付は同一日にされたもので、同日の債務残高を新たな貸付債務とした借換えにすぎないこと、本件基本契約1にかかる契約の返還やカードの失効手続を行った事實を認めるに足りる証拠はないこと、本件基本契約1の最終の約定利率及び遅延損害金利率と本件基本契約2の約定利率等は同じであり、返済方式も定額リボルビング方式か、残高スライドリボルビング方式の違いにすぎないことに照らすと、本件基本契約1に基づく取引と、本件基本契約2に基づく取引は、事実上1個の連續した貸付取引であると評価するのが相当であるから、本件基本契約1に基づく本件弁済により生じた過払金を本件貸付債務に充当する過払金充当合意が存するとの認められる。

エ この点、被告は、本件基本契約1はタイヘイと原告との契約で、本件基本契約2と当事者を異にする契約である旨主張する。しかし、本件債権譲渡の譲渡対象債権である本件貸金債権の内容は、タイヘイと原告との本件基本契約1に基づき定まるもので、債権譲渡により債権の発生原因たる本件基本契約1の内容に変更をもたらすものではなく、本件債権譲渡後本件

基本契約 2 が締結されるまでの取引は、本件基本契約 1 に基づき、原告と被告（アイク）間で取引されたものであることは当事者間に争いがない

(甲 2 及び弁論の全趣旨)。そして本件弁済にかかる過払金が本件貸付金に充当されるか否かは、本件債権譲渡後の本件基本契約 1 に基づく取引状況と本件基本契約 2 に基づく取引状況の総合考慮により判断すべきものであり、本件基本契約 1 の当初の契約当事者が被告以外の者であったことは問題とならない。また、上記過払金は、本件債権譲渡（平成 14 年 2 月 28 日）後の弁済について生じた過払金であるから、本件資産譲渡契約（乙 2 1）において被告の承継債務の対象外であるクロージング日（平成 14 年 2 月 28 日）以前の取引について発生した過払金返還債務の承継の問題ではなく、あくまで、本件債権譲渡後の取引における過払金充当合意の有無の問題であるから、本件資産譲渡契約の内容は、過払金充当合意の有無の判断とは関係がない。

(2) 前記認定によれば、本件弁済により生じた過払金は本件貸付債務に充当されるから、被告の本件弁済にかかる過払金返還請求権の消滅時効の抗弁は理由がない。

3 爭点(3)（非債弁済に当たるか否か）について

非債弁済は、弁済時において債務の存在しないことを知つて行った弁済であることを要するところ、原告が債務の存在しないことを知るには、取引履歴を把握し、利息制限法所定の利率に引き直し計算をした上で自己の残債務額を把握することを要するが、原告が本件取引における各弁済時において、上記事実を認識していたことを認めるに足りる証拠はない。

よつて、被告の非債弁済の主張は採用できない。

4 爭点(4)（被告が悪意の受益者に該当するか否か）について

(1) 貸金業者は、利息制限法所定の制限超過部分の受領につき旧貸金業法 43 条 1 項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返

還すべきものであることを十分に認識しているものというべきであるから、制限超過部分の受領につき、旧貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される（最高裁判成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

なお、平成18年判決の言渡し日以前の期限の利益喪失特約下の支払については、同判決が言い渡されるまでは、貸金業者において、期限の利益喪失特約下の支払であることから直ちに旧貸金業法43条1項の適用が否定されるものではないとの認識を有していたものとしてもやむを得ないというべきであるから、これを受領したことのみを理由として悪意の受益者であると推定することはできないというべきであるが、この場合には、制限超過部分の支払について、支払の任意性以外の同項の適用要件の有無、充足しない適用要件がある場合は、その適用要件との関係で、当該貸金業者に前記特段の事情があるか否かを判断する必要があり（最高裁平成21年7月10日第二小法廷判決・民集63巻6号1170頁参照），これら要件等についてはずれも被告に主張立証責任があると解される。

(2) これを本件についてみると、貸金業者であった被告は、本件債権譲渡日より後の原告との金銭消費貸借取引において、制限超過部分を利息として受領していたと認められるところ、被告は、その受領につき旧貸金業法43条1項所定の要件を充足していたことについて具体的な主張立証をせず、また、前記特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、被告は、原告との取引において生じた過払金につき、民法704条前段の悪意の受益者と認められる。

5 過払金の充当計算

以上の認定に基づき、原告と被告の取引における過払金を計算すると、別紙3のとおり最終取引日である平成24年3月23日時点で、173万4506

円の過払金及び19万1970円の法定利息が発生していると認められる。

6 結論

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法61条を、仮執行宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

佐賀地方裁判所唐津支部

裁判官 松本耕一

別紙

2012年 04月 02日

CEJ 合同会社
東京都中央区晴海1丁目8番10号 トリトンスクエアメ棟
関東財務局長 第01265号

取扱支店名 Legal Service Center 支店
大阪府大阪市浪速区難波中2-10-70なんばパークス
ノースタワー15階
TEL:06-7713-5676 FAX:06-7713-5609

取引明細書

(タイヘイ取引)

会員番号: [REDACTED]

会員氏名: [REDACTED]

【取引明細】

取引日	貸付金額	返済金額 または みなし利息額	借入残高
1997/06/26	200000		200000
1997/08/06		10000	197064
1997/09/19		10000	194356
1997/10/21		10000	189587
1997/11/14		10000	183414
1997/12/15		10000	178196
1998/01/06		10000	171493
1998/01/29	128000		299493
1998/02/06		10000	294739
1998/03/23		13000	292422
1998/04/08		10000	286190
1998/04/15		3000	284803
1998/05/06		13000	276620
1998/05/15		15000	270532
1998/06/10		15000	260543
1998/06/05		15000	251419
1998/06/10	48000		299419
1998/09/07		13000	294183
1998/09/24	105000		399183
1998/10/15		15000	394963
1998/11/16		13000	392143

開示させて頂きました取引履歴において万全を尽くしておりますが、万が一誤義がある場合、
またはお問い合わせおよびご不明な点がございましたら06-7713-5671へご連絡を頂けるようにお願いします。
当明細書には上記日付の前日迄の取引が記載されておりませんのでご了承ください。

* ここに記載されたすべての情報は、お客様の安全とプライバシーを守るため「第三者に提供することを禁止」しています。
間違つてこの情報を入手された方は速やかに0120-019-215までご連絡ください。

会員番号 : [REDACTED]

会員氏名 : [REDACTED]

1998/12/09		15000	384407
1999/01/06		15000	378076
1999/02/08		15000	373125
1999/03/08		15000	366540
1999/04/06		15000	360101
1999/04/12	133000		493101
1999/05/06		18000	486373
1999/05/26	13000		499373
1999/06/07		18000	494034
1999/07/06		18000	487574
1999/08/06		18000	481748
1999/09/13		18000	479352
1999/10/18		18000	476330
1999/11/18		18000	471437
1999/12/13		18000	463770
2000/01/20		18000	461619
2000/02/17		18000	455205
2000/03/21		36000	433043
2000/05/15		18000	433043
2000/06/20		18000	429556
2000/07/06		18000	417091
2000/07/18		18000	413537
2000/09/13		18000	404197
2000/10/12		18000	395638
2000/11/10		18000	386879
2000/11/28		18000	374488
2000/12/26		18000	364933
2001/01/26		18000	356045
2001/03/02		18000	348082
2001/03/26		18000	336810
2001/04/25		18000	326948
2001/05/28		18000	317638
2001/06/12	182000		499638

開示させて頂きました取引履歴において万全を尽くしておりますが、万が一疑義がある場合、またはお問い合わせおよびご不明な点がございましたら06-7713-5671へご連絡を頂けるようにお願いします。

万→それ以降に入出金があった場合は反映されておりませんのでご了承ください。

* ここに記載されたすべての情報は、お客様の安全とプライバシーを守るため第三者に提供することを禁止しています。間違ってこの情報を入手された方は速やかに0120-019-215までご連絡ください。

会員番号	会員氏名		
2001/06/28		18000	491870
2001/07/30		18000	486461
2001/08/27		18000	479357
2001/09/27		18000	473245
2001/10/10	26000		499245
2001/10/30		18000	494153
2001/11/29		18000	488012
2001/12/27		18000	480943
2002/01/28		18000	475255
2002/02/19	24000		499255
2002/02/25		18000	492015

開示させて頂きました取引履歴において万全を尽くしておりますが、万が一疑惑がある場合、またはお問い合わせおよびご不明な点がございましたら06-7713-5671へご連絡を頂けるようにお願いします。当明細書には上記日付の前日迄の取引が記載されております。万一日後に入出金があった場合は反映されておりませんのでご了承ください。

*ここに記載されたすべての情報は、お客様の安全とプライバシーを守るため「第三者に提供することを禁止」しています。
間違ってこの情報を入手された方は速やかに0120-019-215までご連絡ください。

東京支店

2012年 04月 02日
CFJ 合同会社
東京都中央区晴海1丁目8番10号 トリトンスクエアメ横
大阪府大阪市浪速区難波中2-10-70なんばパークス
アーバンタワー15階
TEL:06-7713-5676 FAX:06-7713-5609

取扱店名 Lega | Service Center 支店

関東財務局長 第01265号

取引明細書

(ダイハイから譲受後)

会員番号 : [REDACTED]
会員氏名 : [REDACTED]

[取引明細]

取引日	貸付金額	返済金額 または おなじ利息額	借入残高
2002/04/04		18000	488971
2002/04/10		2000	488971
2002/05/02		488971	0
2002/05/02	488971		488971
2002/05/31		20000	488971
2002/06/03	30000		518971
2002/06/27		20000	510404
2002/07/02	10000		520404
2002/07/26		20000	512436
2002/08/26		20000	505144
2002/08/26	10000		515144
2002/10/03		16000	514804
2002/11/05		14000	514394
2002/11/29		20000	504270
2002/12/02	10000		514270
2003/01/08		20000	510701
2003/01/08	10000		520701
2003/02/05		20000	512364
2003/02/27		20000	501381
2003/03/28		20000	493013
2003/04/28		20000	485239

開示させて頂きました取引履歴において万全を尽くしておりますが、万が一疑義がある場合、
またはお問い合わせおよびご不明な点がございましたら06-7713-5671へご連絡を頂けるよう
お願いします。

当明細書には上記日付の前日迄の取引が記載されておりませんのでご了承ください。
万一それ以降に入出金があった場合は反映されておりませんのでご了承ください。

*ここに記載されたすべての情報は、お客様の安全とプライバシーを守るため「第三者に提供
することを禁止」しています。
間違ってこの情報を入手された方は速やかに0120-019-215までご連絡ください。

会員番号 : [REDACTED]
会員氏名 :

2003/05/13	30000		515239
2003/05/26		20000	506419
2003/05/30	10000		516419
2003/06/26		20000	509193
2003/07/04	10000		519193
2003/07/25		20000	511173
2003/07/31	10000		521173
2003/08/08	40000		561173
2003/08/25		20000	554592
2003/08/27	10000		564592
2003/09/02		1000	564592
2003/09/26		21000	557029
2003/10/01	10000		567029
2003/10/27		22000	559051
2003/10/31	10000		569051
2003/11/25		22000	560220
2003/12/01		1000	560220
2003/12/26		21000	552113
2004/01/23		22000	542480
2004/02/26		22000	53235
2004/02/28	30000		56235
2004/03/26		23000	555300
2004/04/26		23000	546071
2004/05/26		23000	536176
2004/06/11	30000		566176
2004/06/29		23000	558191
2004/07/26	10000		567463
2004/07/26		23000	558990
2004/08/27		23000	568990
2004/09/31	10000		561433
2004/09/30		23000	559882
2004/10/01		2000	559882

開示させて頂きました取引履歴において万全を尽くしておりますが、万が一疑惑がある場合、またはお問い合わせおよびご不明な点がございましたら06-7713-5671へご連絡を頂けるようお願いします。

当明細書には上記日付の前日迄の取引が記載されておりませんのでご了承ください。

*ここに記載されたすべての情報は、お客様の安全とプライバシーを守るため「第三者に提供することを禁止」しています。
間違つてこの情報を入手された方は速やかに0120-019-215までご連絡ください。

会員番号 : [REDACTED]

会員氏名 :

2004/10/01	10000		569882
2004/10/26	10000	23000	558279
2004/10/26			568279
2004/11/29		23000	560736
2004/11/30	9000		569736
2004/12/24		25000	556122
2005/01/08	10000		566122
2005/01/26		25000	555947
2005/01/27	10000		565947
2005/03/02		23000	558784
2005/03/02	11000		569784
2005/03/28		23000	558635
2005/03/30	10000		568635
2005/04/27		25000	557265
2005/04/28	10000		567265
2005/05/26		23000	557416
2005/06/20	10000		567416
2005/06/28		25000	557195
2005/06/29	12805		57000
2005/07/26		23000	559757
2005/08/05	10000		569757
2005/08/26		25000	558806
2005/08/30	11000		569806
2005/09/26		25000	558901
2005/09/28	11000		569901
2005/10/28		25000	559472
2005/10/29	10000		569472
2005/11/25		25000	557219
2005/11/25	12000		569219
2005/12/24		25000	557424
2005/12/26	12000		569424
2006/01/25		25000	558981
2006/01/25	11000		569981

開示させて頂きました取引履歴において万全を尽くしておりますが、万が一疑義がある場合、またはお問い合わせおよびご不明な点がございましたら06-7713-5671へご連絡を頂けるようお願いします。

当明細書には上記日付の前日迄の取引が記載されております。ご了承ください。
万→それ以降に入出金があつた場合は反映されておりませんのでご了承ください。

*ここに記載されたすべての情報は、お客様の安全とプライバシーを守るため「第三者に提供することを禁止」しています。
間違ってこの情報を入手された方は速やかに0120-019-215までご連絡ください。

会員番号 :
会員氏名 :

2006/02/25		25000	559116
2006/02/25	1000		569116
2006/03/24		25000	556408
2006/03/24	13000		569408
2006/04/26		25000	559440
2006/04/26	10000		569440
2006/05/28		25000	559017
2006/05/28	10000		559017
2006/05/26		25000	557218
2006/06/26	12000		569218
2006/07/28		25000	558789
2006/07/28	11000		569789
2006/08/28		25000	558919
2006/08/28	11000		569919
2006/09/25		25000	557685
2006/09/25	12000		569685
2006/10/25		25000	558357
2006/10/25	11000		569357
2006/11/25		25000	558477
2006/11/25	11000		569477
2006/12/26		25000	558600
2006/12/26	11000		569600
2007/01/27		25000	559181
2007/01/27	10000		569181
2007/02/24		25000	556930
2007/02/24	13000		569930
2007/03/27		25000	559064
2007/03/27	10000		569064
2007/04/28		25000	558632
2007/04/28	11000		569632
2007/05/25		25000	556936
2007/05/25	13000		569936
2007/06/30		22000	564350

開示させて頂きました取引履歴において万全を尽くしておりますが、万が一疑惑がある場合、またはお問い合わせおよびご不明な点がございましたら06-7713-5671へご連絡を頂けるようにお願いします。上記日付の前日迄の取引が記載されておりませんのでご了承ください。
当明細書には、上記日付の前日迄の取引が反映されておりません。

*ここに記載されたすべての情報は、お客様の安全とプライバシーを守るため「第三者に提供することを禁止」しています。
間違つてこの情報を入手された方は速やかに0120-019-215までご連絡ください。

会員番号：[REDACTED]
会員氏名：

2007/06/30	5000		569350
2007/07/27		22000	559647
2007/07/27	10000		569647
2007/08/27		25000	558774
2007/08/27	11000		569774
2007/09/28		22000	562360
2007/09/28	7000		569360
2007/10/27		22000	560569
2007/10/31	59000		619569
2007/11/01	40000		659569
2007/11/19	20000		679569
2007/11/26		26000	689159
2007/11/28	40000		709159
2007/12/02	30000		739159
2007/12/04	10000		749159
2007/12/12	10000		759159
2007/12/28		30000	748191
2007/12/28	11000		759191
2008/01/26		26000	750761
2008/01/28	59000		809761
2008/02/25		27000	800775
2008/02/25	9000		809775
2008/03/27		27000	801481
2008/03/31	8000		809481
2008/04/26	9000		809553
2008/05/29		27000	802461
2008/05/29	7000		809461
2008/06/26		27000	799351
2008/06/26	10000		809351
2008/07/27		27000	801048
2008/07/27	8000		809048
2008/08/25		27000	799532

開示させて頂きました取引履歴において万全を尽くしておりますが、万が一誤義がある場合、
またはお問い合わせおよび不明な点がございましたら06-7713-5671へご連絡を頂けるよう
お願いします。
当明細書には上記日付の前日迄の取引が記載されておりませんのでご了承ください。
万→それ以降に入出金があった場合は反映されておりません。

*ここに記載されたすべての情報は、お客様の安全とプライバシーを守るため「第三者に提供
することを禁止」しています。
間違ってこの情報を入手された方は速やかに0120-019-215までご連絡ください。

会員番号 : [REDACTED]

会員氏名 : [REDACTED]

2008/08/25	10000		809532
2008/09/27	7000		802439
2008/09/27	7000		809439
2008/10/27	9000	27000	800534
2008/10/27	9000	27000	809534
2008/11/27		27000	801235
2008/12/27		27000	792147
2009/01/26		27000	782856
2009/02/21	20000		802856
2009/02/28		27000	795212
2009/03/06	10000		805212
2009/03/27		27000	794368
2009/05/02		10000	794368
2009/05/25		17000	794368
2009/06/02		17000	790528
2009/06/06		10000	782884
2009/06/30		15000	781885
2009/07/15		12000	778924
2009/07/30		27000	760630
2009/08/28		27000	750067
2009/09/30		27000	741512
2009/11/02		10000	741512
2009/11/25		15000	741512.
2009/11/25		2000	741512
2009/12/01		10000	739238
2009/12/15		17000	730233
2009/12/30		27000	711395
2010/02/02		10000	711395
2010/02/25		17000	711395
2010/03/01		27000	690180
2010/04/01		27000	679124
2010/04/29		17000	676294
2010/05/25		10000	676294

開示させて頂きました取引履歴において万全を尽くしておりますが、万が一疑惑がある場合、またはお問い合わせおよびご不明な点がございましたら06-7713-5611へご連絡を頂けるようお願いします。当明細書には上記日付の前日迄の取引が記載されておりませんのでご了承ください。

*ここに記載されたすべての情報は、お客様の安全とプライバシーを守るために第三者に提供することを禁止」しています。

間違ってこの情報を入手された方は速やかに0120-019-215までご連絡ください。

会員番号：
会員氏名：

2010/05/31	27000	655420
2010/07/16	15000	655420
2010/07/23	12000	654700
2010/08/02	12000	647578
2010/08/25	12000	647085
2010/08/25	3000	644085
2010/09/03	12000	636404
2010/09/26	15000	632712
2010/10/25	27000	619801
2010/11/25	27000	607526
2010/12/03	14000	597147
2010/12/15	13000	589683
2011/01/04	15000	583471
2011/01/25	12000	580937
2011/02/06	10000	576132
2011/02/25	17000	567589
2011/03/25	27000	552804
2011/04/08	27000	531676
2011/05/08	27000	516663
2011/06/24	27000	508084
2011/07/15	17000	499229
2011/07/25	10000	493086
2011/08/05	10000	487127
2011/08/25	17000	477654
2011/09/23	27000	460976
2011/11/25	27000	455920
2011/12/15	10000	452889
2011/12/23	17000	438688
2012/01/07	27000	416663
2012/02/24	27000	404829
2012/03/23	27000	386519

開示させて頂きました取引履歴において万金を尽くしておりますが、万が一疑惑がある場合、またはお問い合わせおよびご不明な点がございましたら06-7713-5671へご連絡を頂けるようお願いします。当明細書には上記日付の前日迄の取引が記載されております。

万→それ以降に入出金があった場合は反映されておりませんのでご了承ください。

*ここに記載されたすべての情報は、お客様の安全とプライバシーを守るため「第三者」に提供することを禁止」しています。
間違ってこの情報を入手された方は速やかに0120-019-215までご連絡ください。

取引履歴(原告) [REDACTED]

被告:C F J 合同会社

タイヘイ当時からの取引

年月日	借入額	支払額	日数	発生利息	未払残利息計	未払残元本	年利	備考
平成9年6月26日	200,000				0	200,000		
平成9年8月6日		10,000	41	4,043	0	194,043	18	
平成9年9月19日		10,000	44	4,210	0	188,253	18	
平成9年10月21日		10,000	32	2,970	0	181,223	18	
平成9年11月14日		10,000	24	2,144	0	173,367	18	
平成9年12月15日		10,000	31	2,650	0	166,017	18	
平成10年1月6日		10,000	22	1,801	0	157,818	18	
平成10年1月29日	128,000		23	1,790	1,790	285,818	18	
平成10年2月6日		10,000	8	1,127	0	278,735	18	
平成10年3月23日		13,000	45	6,185	0	271,920	18	
平成10年4月8日		10,000	16	2,145	0	264,065	18	
平成10年4月15日		3,000	7	911	0	261,976	18	
平成10年5月6日		13,000	21	2,713	0	251,689	18	
平成10年6月15日		15,000	40	4,964	0	241,653	18	
平成10年7月8日		15,000	23	2,740	0	229,393	18	
平成10年8月5日		15,000	28	3,167	0	217,560	18	
平成10年8月10日	48,000		5	536	536	265,560	18	
平成10年9月7日		13,000	28	3,666	0	256,762	18	
平成10年9月24日	105,000		17	2,152	2,152	361,762	18	
平成10年10月15日		15,000	21	3,746	0	352,660	18	
平成10年11月16日		13,000	32	5,565	0	345,225	18	
平成10年12月9日		15,000	23	3,915	0	334,140	18	
平成11年1月6日		15,000	28	4,613	0	323,753	18	
平成11年2月8日		15,000	33	5,268	0	314,021	18	
平成11年3月8日		15,000	28	4,336	0	303,357	18	
平成11年4月6日		15,000	29	4,338	0	292,695	18	
平成11年4月12日	133,000		6	866	866	425,695	18	
平成11年5月6日		18,000	24	5,038	0	413,599	18	
平成11年5月26日	13,000		20	4,079	4,079	426,599	18	
平成11年6月7日		18,000	12	2,524	0	415,202	18	
平成11年7月6日		18,000	29	5,937	0	403,139	18	
平成11年8月6日		18,000	31	6,163	0	391,302	18	
平成11年9月13日		18,000	38	7,332	0	380,634	18	
平成11年10月18日		18,000	35	6,569	0	369,203	18	

平成11年11月18日		18, 000	31	5, 644	0	356, 847	18
平成11年12月13日		18, 000	25	4, 399	0	343, 246	18
平成12年1月20日		18, 000	38	6, 423	0	331, 669	18
平成12年2月17日		18, 000	28	4, 567	0	318, 236	18
平成12年3月21日		36, 000	33	5, 164	0	287, 400	18
平成12年5月15日		18, 000	55	7, 773	0	277, 173	18
平成12年6月20日		18, 000	36	4, 907	0	264, 080	18
平成12年7月6日		18, 000	16	2, 078	0	248, 158	18
平成12年8月18日		18, 000	43	5, 247	0	235, 405	18
平成12年9月13日		18, 000	26	3, 010	0	220, 415	18
平成12年10月12日		18, 000	29	3, 143	0	205, 558	18
平成12年11月10日		18, 000	29	2, 931	0	190, 489	18
平成12年11月28日		18, 000	18	1, 686	0	174, 175	18
平成12年12月26日		18, 000	28	2, 398	0	158, 573	18
平成13年1月26日		18, 000	31	2, 423	0	142, 996	18
平成13年3月2日		18, 000	35	2, 468	0	127, 464	18
平成13年3月26日		18, 000	24	1, 508	0	110, 972	18
平成13年4月25日		18, 000	30	1, 641	0	94, 613	18
平成13年5月28日		18, 000	33	1, 539	0	78, 152	18
平成13年6月12日	182, 000		15	578	578	260, 152	18
平成13年6月28日		18, 000	16	2, 052	0	244, 782	18
平成13年7月30日		18, 000	32	3, 862	0	230, 644	18
平成13年8月27日		18, 000	28	3, 184	0	215, 828	18
平成13年9月27日		18, 000	31	3, 299	0	201, 127	18
平成13年10月10日	26, 000		13	1, 289	1, 289	227, 127	18
平成13年10月30日		18, 000	20	2, 240	0	212, 656	18
平成13年11月29日		18, 000	30	3, 146	0	197, 802	18
平成13年12月27日		18, 000	28	2, 731	0	182, 533	18
平成14年1月28日		18, 000	32	2, 880	0	167, 413	18
平成14年2月19日	24, 000		22	1, 816	1, 816	191, 413	18
平成14年2月25日		18, 000	6	566	0	175, 795	18
平成14年4月4日		18, 000	38	3, 294	0	161, 089	18
平成14年4月10日		2, 000	6	476	0	159, 565	18
平成14年5月2日		488, 971	22	1, 731	0	-327, 675	18
平成14年5月2日	488, 971		0	0	0	161, 296	5
平成14年5月31日		20, 000	29	2, 306	0	143, 602	18
平成14年6月3日	30, 000		3	212	212	173, 602	18
平成14年6月27日		20, 000	24	2, 054	0	155, 868	18

平成14年7月2日	10,000	5	384	384	165,868	18
平成14年7月26日		20,000	24	1,963	0	148,215
平成14年8月26日		20,000	31	2,265	0	130,480
平成14年8月26日	10,000	0	0	0	140,480	18
平成14年10月3日		16,000	38	2,632	0	127,112
平成14年11月5日		14,000	33	2,068	0	115,180
平成14年11月29日		20,000	24	1,363	0	96,543
平成14年12月2日	10,000	3	142	142	106,543	18
平成15年1月8日		20,000	37	1,944	0	88,629
平成15年1月8日	10,000	0	0	0	98,629	18
平成15年2月5日		20,000	28	1,361	0	79,990
平成15年2月27日		20,000	22	867	0	60,857
平成15年3月28日		20,000	29	870	0	41,727
平成15年4月28日		20,000	31	637	0	22,364
平成15年5月13日	30,000	15	165	165	52,364	18
平成15年5月26日		20,000	13	335	0	32,864
平成15年5月30日	10,000	4	64	64	42,864	18
平成15年6月26日		20,000	27	570	0	23,498
平成15年7月4日	10,000	8	92	92	33,498	18
平成15年7月25日		20,000	21	346	0	13,936
平成15年7月31日	10,000	6	41	41	23,936	18
平成15年8月8日	40,000	8	94	135	63,936	18
平成15年8月25日		20,000	17	536	0	44,607
平成15年8月27日	10,000	2	43	43	54,607	18
平成15年9月2日		1,000	6	161	0	53,811
平成15年9月26日		21,000	24	636	0	33,447
平成15年10月1日	10,000	5	82	82	43,447	18
平成15年10月27日		22,000	26	557	0	22,086
平成15年10月31日	10,000	4	43	43	32,086	18
平成15年11月25日		22,000	25	395	0	10,524
平成15年12月1日		1,000	6	31	0	9,555
平成15年12月26日		21,000	25	117	0	-11,328
平成16年1月23日		22,000	28	-43	-43	-33,328
平成16年2月26日		22,000	34	-154	-197	-55,328
平成16年2月28日	30,000	2	-15	0	-25,540	5
平成16年3月26日		23,000	27	-94	-94	-48,540
平成16年4月26日		23,000	31	-205	-299	-71,540
平成16年5月26日		23,000	30	-293	-592	-94,540

平成16年6月11日	30,000	16	-206	0	-65,338	5	
平成16年6月29日		23,000	18	-160	-160	-88,338	5
平成16年6月29日	10,000	0	0	0	-78,498	5	
平成16年7月26日		23,000	27	-289	-289	-101,498	5
平成16年7月26日	10,000	0	0	0	-91,787	5	
平成16年8月27日		23,000	32	-401	-401	-114,787	5
平成16年8月31日	10,000	4	-62	0	-105,250	5	
平成16年9月30日		23,000	30	-431	-431	-128,250	5
平成16年10月1日	10,000	2,000	1	-17	-448	-130,250	5
平成16年10月1日		0	0	0	-120,698	5	
平成16年10月26日		23,000	25	-412	-412	-143,698	5
平成16年10月26日	10,000	0	0	0	-134,110	5	
平成16年11月29日		23,000	34	-622	-622	-157,110	5
平成16年11月30日	9,000	1	-21	0	-148,753	5	
平成16年12月24日		25,000	24	-487	-487	-173,753	5
平成17年1月8日	10,000	15	-356	0	-164,596	5	
平成17年1月26日		25,000	18	-405	-405	-189,596	5
平成17年1月27日	10,000	1	-25	0	-180,026	5	
平成17年3月2日		23,000	34	-838	-838	-203,026	5
平成17年3月2日	11,000	0	0	0	-192,864	5	
平成17年3月28日		23,000	26	-686	-686	-215,864	5
平成17年3月30日	10,000	2	-59	0	-206,609	5	
平成17年4月27日		25,000	28	-792	-792	-231,609	5
平成17年4月28日	10,000	1	-31	0	-222,432	5	
平成17年5月26日		23,000	28	-853	-853	-245,432	5
平成17年6月20日	10,000	25	-840	0	-237,125	5	
平成17年6月28日		25,000	8	-259	-259	-262,125	5
平成17年6月29日	12,805	1	-35	0	-249,614	5	
平成17年7月26日		23,000	27	-923	-923	-272,614	5
平成17年8月5日	10,000	10	-373	0	-263,910	5	
平成17年8月26日		25,000	21	-759	-759	-288,910	5
平成17年8月30日	11,000	4	-158	0	-278,827	5	
平成17年9月26日		25,000	27	-1,031	-1,031	-303,827	5
平成17年9月28日	11,000	2	-83	0	-293,941	5	
平成17年10月28日		25,000	30	-1,207	-1,207	-318,941	5
平成17年10月29日	10,000	1	-43	0	-310,191	5	
平成17年11月25日		25,000	27	-1,147	-1,147	-335,191	5
平成17年11月25日	12,000	0	0	0	-324,338	5	

平成17年12月24日		25, 000	29	-1, 288	-1, 288	-349, 338	5
平成17年12月26日	12, 000		2	-95	0	-338, 721	5
平成18年1月25日		25, 000	30	-1, 392	-1, 392	-363, 721	5
平成18年1月25日	11, 000		0	0	0	-354, 113	5
平成18年2月25日		25, 000	31	-1, 503	-1, 503	-379, 113	5
平成18年2月25日	10, 000		0	0	0	-370, 616	5
平成18年3月24日		25, 000	27	-1, 370	-1, 370	-395, 616	5
平成18年3月24日	13, 000		0	0	0	-383, 986	5
平成18年4月26日		25, 000	33	-1, 735	-1, 735	-408, 986	5
平成18年4月26日	10, 000		0	0	0	-400, 721	5
平成18年5月28日		25, 000	32	-1, 756	-1, 756	-425, 721	5
平成18年5月28日	10, 000		0	0	0	-417, 477	5
平成18年6月26日		25, 000	29	-1, 658	-1, 658	-442, 477	5
平成18年6月26日	12, 000		0	0	0	-432, 135	5
平成18年7月28日		25, 000	32	-1, 894	-1, 894	-457, 135	5
平成18年7月28日	11, 000		0	0	0	-448, 029	5
平成18年8月28日		25, 000	31	-1, 902	-1, 902	-473, 029	5
平成18年8月28日	11, 000		0	0	0	-463, 931	5
平成18年9月25日		25, 000	28	-1, 779	-1, 779	-488, 931	5
平成18年9月25日	12, 000		0	0	0	-478, 710	5
平成18年10月25日		25, 000	30	-1, 967	-1, 967	-503, 710	5
平成18年10月25日	11, 000		0	0	0	-494, 677	5
平成18年11月25日		25, 000	31	-2, 100	-2, 100	-519, 677	5
平成18年11月25日	11, 000		0	0	0	-510, 777	5
平成18年12月26日		25, 000	31	-2, 169	-2, 169	-535, 777	5
平成18年12月26日	11, 000		0	0	0	-526, 946	5
平成19年1月27日		10, 000	0	0	0	-544, 255	5
平成19年1月27日		25, 000	32	-2, 309	-2, 309	-561, 946	5
平成19年2月24日		25, 000	28	-2, 087	-2, 087	-569, 255	5
平成19年2月24日	13, 000		0	0	0	-558, 342	5
平成19年3月27日		25, 000	31	-2, 371	-2, 371	-583, 342	5
平成19年3月27日	10, 000		0	0	0	-575, 713	5
平成19年4月28日		25, 000	32	-2, 523	-2, 523	-600, 713	5
平成19年4月28日	11, 000		0	0	0	-592, 236	5
平成19年5月25日		25, 000	27	-2, 190	-2, 190	-617, 236	5
平成19年5月25日	13, 000		0	0	0	-606, 426	5
平成19年6月30日		22, 000	36	-2, 990	-2, 990	-628, 426	5
平成19年6月30日	5, 000		0	0	0	-626, 416	5

平成19年7月27日		22,000	27	-2,316	-2,316	-648,416	5
平成19年7月27日	10,000		0	0	0	-640,732	5
平成19年8月27日		25,000	31	-2,720	-2,720	-665,732	5
平成19年8月27日	11,000		0	0	0	-657,452	5
平成19年9月28日		22,000	32	-2,881	-2,881	-679,452	5
平成19年9月28日	7,000		0	0	0	-675,333	5
平成19年10月27日		22,000	29	-2,682	-2,682	-697,333	5
平成19年10月31日	59,000		4	-382	0	-641,397	5
平成19年11月1日	40,000		1	-87	0	-601,484	5
平成19年11月19日	20,000		18	-1,483	0	-582,967	5
平成19年11月26日		26,000	7	-559	-559	-608,967	5
平成19年11月28日	40,000		2	-166	0	-569,692	5
平成19年12月2日	30,000		4	-312	0	-540,004	5
平成19年12月4日	10,000		2	-147	0	-530,151	5
平成19年12月12日	10,000		8	-580	0	-520,731	5
平成19年12月28日		30,000	16	-1,141	-1,141	-550,731	5
平成19年12月28日	11,000		0	0	0	-540,872	5
平成20年1月26日		26,000	29	-2,143	-2,143	-566,872	5
平成20年1月28日	59,000		2	-154	0	-510,169	5
平成20年2月25日		27,000	28	-1,951	-1,951	-537,169	5
平成20年2月25日	9,000		0	0	0	-530,120	5
平成20年3月27日		27,000	31	-2,245	-2,245	-557,120	5
平成20年3月31日	8,000		4	-304	0	-551,669	5
平成20年4月26日		27,000	26	-1,959	-1,959	-578,669	5
平成20年4月26日	9,000		0	0	0	-571,628	5
平成20年5月29日		27,000	33	-2,577	-2,577	-598,628	5
平成20年5月29日	7,000		0	0	0	-594,205	5
平成20年6月26日		27,000	28	-2,272	-2,272	-621,205	5
平成20年6月26日	10,000		0	0	0	-613,477	5
平成20年7月27日		27,000	31	-2,598	-2,598	-640,477	5
平成20年7月27日	8,000		0	0	0	-635,075	5
平成20年8月25日		27,000	29	-2,516	-2,516	-662,075	5
平成20年8月25日	10,000		0	0	0	-654,591	5
平成20年9月27日		27,000	33	-2,951	-2,951	-681,591	5
平成20年9月27日	7,000		0	0	0	-677,542	5
平成20年10月27日		27,000	30	-2,776	-2,776	-704,542	5
平成20年10月27日	9,000		0	0	0	-698,318	5
平成20年11月27日		27,000	31	-2,957	-2,957	-725,318	5

平成20年12月27日		27,000	30	-2,972	-5,929	-752,318	5
平成21年1月26日		27,000	30	-3,950	-9,019	-779,318	5
平成21年2月21日	20,000		26	-2,775	0	-771,112	5
平成21年2月28日		27,000	7	-739	-739	-798,112	5
平成21年3月6日	10,000		6	-655	0	-789,506	5
平成21年3月27日		27,000	21	-2,271	-2,271	-816,506	5
平成21年5月2日		10,000	36	-4,026	-6,297	-826,506	5
平成21年5月25日		17,000	23	-2,604	-8,901	-843,506	5
平成21年6月2日		17,000	8	-924	-9,825	-860,506	5
平成21年6月6日		10,000	4	-471	-10,296	-870,506	5
平成21年6月30日		15,000	24	-2,861	-13,157	-885,506	5
平成21年7月15日		12,000	15	-1,819	-14,976	-897,506	5
平成21年7月30日		27,000	15	-1,844	-16,820	-924,506	5
平成21年8月28日		27,000	29	-3,672	-20,492	-951,506	5
平成21年9月30日		27,000	33	-4,301	-24,793	-978,506	5
平成21年11月2日		10,000	33	-4,423	-29,216	-988,506	5
平成21年11月25日		15,000	23	-3,114	-32,330	-1,003,506	5
平成21年11月25日		2,000	0	0	-32,330	-1,005,506	5
平成21年12月1日		10,000	6	-826	-33,156	-1,015,506	5
平成21年12月15日		17,000	14	-1,947	-35,103	-1,032,506	5
平成21年12月30日		27,000	15	-2,121	-37,224	-1,059,506	5
平成22年2月2日		10,000	34	-4,934	-42,158	-1,069,506	5
平成22年2月25日		17,000	23	-3,369	-45,527	-1,086,506	5
平成22年3月1日		27,000	4	-595	-46,122	-1,113,506	5
平成22年4月1日		27,000	31	-4,728	-50,850	-1,140,506	5
平成22年4月29日		17,000	28	-4,374	-55,224	-1,157,506	5
平成22年5月25日		10,000	26	-4,122	-59,346	-1,167,506	5
平成22年5月31日		27,000	6	-959	-60,305	-1,194,506	5
平成22年5月31日		15,000	46	-7,527	-67,832	-1,209,506	5
平成22年7月16日		12,000	7	-1,159	-68,991	-1,221,506	5
平成22年7月23日		12,000	10	-1,673	-70,664	-1,233,506	5
平成22年8月2日		12,000	23	-3,886	-74,550	-1,245,506	5
平成22年8月25日		3,000	0	0	-74,550	-1,248,506	5
平成22年9月3日		12,000	9	-1,539	-76,089	-1,260,506	5
平成22年9月26日		15,000	23	-3,971	-80,060	-1,275,506	5
平成22年10月25日		27,000	29	-5,067	-85,127	-1,302,506	5
平成22年11月25日		27,000	31	-5,531	-90,658	-1,329,506	5
平成22年12月3日		14,000	8	-1,456	-92,114	-1,343,506	5

平成22年12月15日		13, 000	12	-2, 208	-94, 322	-1, 356, 506	5
平成23年1月4日		15, 000	20	-3, 716	-98, 038	-1, 371, 506	5
平成23年1月25日		12, 000	21	-3, 945	-101, 983	-1, 383, 506	5
平成23年2月6日		10, 000	12	-2, 274	-104, 257	-1, 393, 506	5
平成23年2月25日		17, 000	19	-3, 626	-107, 883	-1, 410, 506	5
平成23年3月25日		27, 000	28	-5, 410	-113, 293	-1, 437, 506	5
平成23年4月8日		27, 000	14	-2, 756	-116, 049	-1, 464, 506	5
平成23年5月8日		27, 000	30	-6, 018	-122, 067	-1, 491, 506	5
平成23年6月24日		27, 000	47	-9, 602	-131, 669	-1, 518, 506	5
平成23年7月15日		17, 000	21	-4, 368	-136, 037	-1, 535, 506	5
平成23年7月25日		10, 000	10	-2, 103	-138, 140	-1, 545, 506	5
平成23年8月5日		10, 000	11	-2, 328	-140, 468	-1, 555, 506	5
平成23年8月25日		17, 000	20	-4, 261	-144, 729	-1, 572, 506	5
平成23年9月23日		27, 000	29	-6, 246	-150, 975	-1, 599, 506	5
平成23年11月25日		27, 000	63	-13, 803	-164, 778	-1, 626, 506	5
平成23年12月15日		10, 000	20	-4, 456	-169, 234	-1, 636, 506	5
平成23年12月23日		17, 000	8	-1, 793	-171, 027	-1, 653, 506	5
平成24年1月7日		27, 000	15	-3, 393	-174, 420	-1, 680, 506	5
平成24年2月24日		27, 000	48	-11, 019	-185, 439	-1, 707, 506	5
平成24年3月23日		27, 000	28	-6, 531	-191, 970	-1, 734, 506	5
合計		2, 415, 776	4, 292, 971	-49, 281	-191, 970		

これは正本である。

平成24年12月26日

佐賀地方裁判所唐津支部

裁判所書記官 松尾良